

1. 会合名	引受けに関するワーキング・グループ（第 63 回）
2. 日 時	平成 26 年 8 月 5 日（火）13:00～13:40
3. 議 案	1. 「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の改正の方向性について 2. その他
4. 主な内容	1. 「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の改正の方向性について 金融庁より、平成 26 年 6 月 30 日に公表された「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」等（以下「ガイドライン」という。）の改正案において、届出前勧誘に該当しない行為が明確化されたことを受け、「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」（以下「規則」という。）の改正の方向性について事務局より報告がなされ、国内募集に係るプレ・ヒアリングを原則禁止している規則第 9 条を削除する以外に、改正を要すると思われる箇所等について意見交換が行われた。 なお、今後の対応については、本会合において各社から挙げられた意見を事務局にて取りまとめた後、メールによる照会又は本ワーキング・グループの開催をもって検討を行うこととされた。 【主な意見】 ・ 規則の改正に伴い、「プレ・ヒアリングに係る Q & A」についても、実務を円滑に行うために、必要に応じて改正することも検討していただきたい。（委員） ・ 現行の規則では、ライツ・オファリングに係るプレ・ヒアリングは対象に含まれていないと認識しているが、改正において、ライツ・オファリングは対象となるのか。（委員） → 現行の規則の対象には、ライツ・オファリングは含まれていない。（協会） ・ ガイドラインの改正案では、発行体が自ら大株主にプレ・ヒアリングを行う場面も想定している。規則では発行体によるプレ・ヒアリングを対象とするのかどうか、検討する必要があるのではないかと。（委員） ・ 売出しも含めて、今次開示ガイドラインの改正により、行為規制における「投資者の需要の予測の調査」に該当する行為は全般的に勧誘に当たらないという理解でよいか。（委員） → 今次改正案には、届出がなされない売出しは範囲に含まれない。一方で、売出しが法人関係情報に該当するのであれば、法人関係情報としての管理が必要となる。募集か売出しか、法人関係情報のあるなし、届出のあるなし、様々なファクターがあるが、どう適用されるのかは整理しきれていない段階である。（協会） ・ 売出しにおいても法人関係情報に該当する場合と該当しない場合が存在する。発行会社が取締役会決議を開催して行う売出しの場合、一般的には法人関係情報として取り扱っている証券会社が多いと想定している。届出がなされない売出しの場合、届出前勧誘の論点は生じない。一方で、法人関係情報を提供した勧誘行為という問題が残る。今次開示ガイドラインの改正において、売出しについても明記されたことにより、明文上は募集の場面しか対象としていない業府令の規定が売出しの場面にも適用されると読めるようになった、と理解してよいのか。（委員） → 読めるようになったというより、適用されると読まなければならなくなっ

	たとえるべきではないか。(協会) ・ 債券の募集に関しては、法人関係情報を伴わないが、届出は必要であるため、当該ファイナンスにおけるプレ・ヒアリングについても整理する必要があるだろう。(委員) ・ 主要株主の異動を伴うブロックトレードは法人関係情報を有するため、プレ・ヒアリングの実施が可能となると思われる。そのため、当該ケースについて日証協公表の「プレ・ヒアリングに係る Q&A」において明確にして頂きたい。(委員) ・ ガイドラインの改正案では、売出しについても規定されているため、規則の対象に売出しを含めるのかどうか検討する必要があるだろう。(委員) 2. その他 ・ 今後、規則を改正するにあたり、第9条を削除する以外にも、改正を検討する必要があると認識しているが、当該規則の改正に際しては、別途、「プレ・ヒアリングに関するワーキング・グループ」を立ち上げて、検討を行う予定はあるのか。(委員) → 今回は本ワーキング・グループに、各社のコンプライアンス担当者が同席していただくスタイルで検討する予定であり、既に今年3月の前回会合もこのスタイルでお集まりいただいている。(協会) 以 上
5. その他	特になし ※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 エクイティ市場部 (03-3667-8647)